

湯河原町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年 3 月 8 日

湯河原町長

富田 幸宏

湯河原町条例第 16 号

湯河原町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
湯河原町常勤の特別職職員の給与に関する条例（昭和34年湯河原町条例第8号）
の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（給料月額の特例）

17 第2条第1項の規定にかかわらず、町長等の令和6年4月から同年6月までの給料月額は、別表に掲げる給料月額からそれぞれ10分の1に相当する額を減じた額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。